

【保護者の方へ】

予防接種の前に必ずお読みください

ヒブワクチン予防接種 説明文

ヒブワクチンの接種を実施するにあたって、接種を受けるお子さんの健康状態をよく把握する必要があります。予防接種の前に必ずこの説明文をお読みになり、「ヒブワクチン予防接種予診票」にご記入の上、医師の診察を受けてください。

* 予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、お子さんの予防接種についてご判断いただきますようお願いいたします。

1 ヒブ(インフルエンザ菌b型)感染症について

インフルエンザ菌、特にb型は、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症の他、髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な深部(全身)感染症(侵襲性感染症ともいいます)を起こす、乳幼児にとって問題となる病原細菌です。ヒブによる髄膜炎は平成22(2010)年以前は、5歳未満人口10万対7.1~8.3とされ、年間約400人が発症し、約11%が予後不良と推定されていました。生後4か月~1歳までの乳児が過半数を占めていました。現在は、ヒブワクチンが普及し、侵襲性ヒブ感染症はほとんどみられなくなりました。

2 ヒブワクチンと効果について

インフルエンザ菌は7種類に分類されますが、重症例は主にb型のため、ワクチンとしてこのb型が使われています。このワクチンは世界的に広く使われていますが、わが国でも、平成20(2008)年12月から接種できるようになり、平成25(2013)年から定期接種となりました。

欧米ではワクチン導入後、侵襲性ヒブ感染症は劇的に減少し、わが国でも定期接種として導入後、ほとんどみられなくなりました。WHOは平成10(1998)年乳幼児への定期接種を強く勧告し、世界110か国以上で導入され、その効果は高く評価されています。

3 接種時期について

接種対象年齢は生後2か月以上5歳未満で、接種開始年齢により接種回数が異なります。

接種開始年齢	初回接種	追加接種	合計回数
生後2か月~7か月未満	(標準的な時期) 27日(医師が必要と認めた場合には20日) ~56日までの間隔で3回 ※	(標準的な時期) 初回終了後7か月~13か月で1回	4回
生後7か月~1歳未満	27日(医師が必要と認めた場合には20日) ~56日までの間隔で2回 ※	初回終了後7か月~13か月で1回	3回
1歳~5歳未満	1回	—	1回

※生後12か月までに完了すること。

生後12か月までに完了できなかった場合は、かかりつけ医師または保健センターへご相談ください。

(裏面に続く)

4 予防接種を受けることができない方

- (1)明らかに発熱(通常 37.5℃以上をいいます)している方
- (2)重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3)このワクチンに含まれる成分でアナフィラキシー(*1)を起こしたことのある方
「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるようなはげしい全身反応のことで、
- (4)その他、かかりつけ医師が予防接種を行うことが不適当な状態と判断した場合

5 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- (1)心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- (2)過去に予防接種で、接種後2日以内に発熱・発疹・じんましん等アレルギーと思われる異常がみられた方
- (3)過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことのある方
けいれんの起こった年齢、そのとき熱があったか、熱がなかったか、その後起こっているか、受けるワクチンの種類などで条件が異なります。必ずかかりつけ医と事前に相談しましょう。
- (4)過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- (5)ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗菌薬、安定剤などが入っているものがあるので、これらにアレルギーがあるといわれたことのある方

6 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- (1)予防接種を受けた後30分間程度は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡をとるようしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- (2)接種後、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。また、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- (3)接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- (4)接種当日は、激しい運動は避けましょう。

7 副反応について

副反応としては、局所反応が中心で発赤 44.2%、腫脹(はれ)18.7%、硬結(しこり)17.8%、疼痛 5.6%、全身反応は発熱 2.5%、不機嫌 14.7%、食欲不振 8.7%などが認められています。医療機関からの副反応疑い例(有害事象)として報告されたうちの重篤症例(報告者が重篤として判断するもの)の発生頻度は、0.0019%です。(平成 25(2013)年 4 月 1 日～令和 7(2025)年 9 月 30 日までの数値)

8 予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要性が生じた場合には、診察した医師、江別市保健センターへご相談ください。

お問い合わせ先:江別市保健センター TEL011-385-5252